

報道資料

発表日:令和4年3月4日

所属:公立大学法人奈良県立医科大学

担当:人事課 奥野、長尾

電話:0744-22-3051 内線2175、2275

公立大学法人奈良県立医科大学 職員の懲戒処分について

3月3日付けで盗撮事案について、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせいたします。

記

被処分者 : 本学附属病院 中央内視鏡部 助教 古川 政統(ふるかわ まさのり)

処分内容 : 3か月間の停職

処分理由 : 職員就業規則 第31条第1号及び第2号違反 [注]

処分事由 : 令和4年1月7日、近鉄大和八木駅構内において、盗撮行為をし、翌8日に逮捕された。

注:職員就業規則(抜粋)

第31条 職員は次の事項を守らなければならない。

(1)法令、法人の規則及び規程に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。

(2)法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。